

第6号報告

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月10日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、昭和４６年３月１８日議会の議決により指定された「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき、次のとおり専決処分する。

平成３１年　３月２０日

東大和市長　尾崎　保夫

記

損害賠償の額を定めることについて

件　　名	損害賠償額	相　手　方
野火止用水内樹木 倒木の物損事故に よる損害賠償	１９６，５６０円	